

## ラテンアメリカ編

【1】 コロンビア：化学物質規制 –オゾン層破壊物質含有製品の輸入禁止措置開始、産業用化学物質の総合規則制定– 化学物質関連 **全 5 ページ**

法律/政策の名称	(1) 2015 年の政令 No.1076 に、産業用化学物質の総合管理及びリスク管理に関する規則を追加する、2021 年の政令 <b>No.1630</b> (2) モントリオール議定書の付属書 A、B、C、E、F で指定されている物質を含有または使用する機器の製造・輸入を禁止する、環境省及び商工業・観光省決議書 <b>No.634</b>
現地語名称	(1) <a href="#">Decreto 1630 de 2021</a> (2) <a href="#">Resolución 634</a> サンプルのため現地語名称とリンク削除
公布/施行日等	(1) 2021 年 11 月 30 日 (2) 2022 年 6 月 17 日
カバー期間	2021 年 12 月から 2022 年 11 月終わり

## バックグラウンド情報

### ■産業用化学物質管理への取り組み

化学物質のすべてのライフサイクルでの使用に関わるリスク管理を強化することを目的とし、「化学物質の使用に関わるリスク管理政策 ([CONPES 3868](#))」が 2016 年 10 月 5 日に公布されている。目標として、以下の 3 つを挙げており

(1)~(3) サンプルのため省略...

尚コロンビアは、2018 年 5 月 30 日に OECD から加盟が承認され、2019 年 1 月 8 日に法律 No.1950 にて正式加盟したが、加盟にあたっての条件の一つに、化学物質管理の強化を進めることが挙げられている。

### ■モントリオール議定書指定物質を含有する製品の製造・輸入禁止

コロンビアは、1990 年の[法律 No.30](#) でモントリオール議定書を批准しており、**サンプルのため現地語名称とリンク削除**

## 最近の主な動向

### ■産業用化学物質の総合管理及びリスク管理に関する規則公布

産業用化学物質のリスク管理を含む総合管理に関する規定を、**サンプルのため省略...**

また産業用化学物質の輸入者または製造者の義務として、以下が規定されている。

1. 製造・輸入段階での、産業用化学物質のリスクの総合管理を保証すること。  
サンプルのため省略...
7. 運輸規則を規定する 2015 年の [政令 No.1079](#) の、危険物の陸上輸送に関する規定に従うこと。

### ■モントリオール議定書指定物質を含有する製品の製造・輸入禁止

モントリオール議定書の付属書 A、B、C、E、F で指定されている物質を含有または使用する機器の製造・輸入を禁止する決議書 No.634 が公布された。サンプルのため省略... 禁止対象製品は、以下の通りとなっている。

- (1). モントリオール議定書の付属書 A、B、C で指定されている物質を冷却剤や発泡剤として使用する、冷蔵機器やエアコンの製造の禁止 (第 4 条)。

サンプルのため省略...

- (10). モントリオール議定書の付属書 A、B、C で指定されている物質を使用する溶剤の製造及び、表 6 の関税コードに該当する溶剤の輸入の禁止 (第 15、16 条)。

## 今後の展開とスケジュール サンプルのためタイトルのみ表示

- 産業用化学物質管理規則の施行の為の決議書策定及び公布
- 決議書 No.634 の発効

## EnviX 展望と見解

2022 年 8 月に発足した左翼系新政権を率いるペトロ大統領は、コロンビア史上最も環境保護主義者であると評されている。就任演説では、脱炭素化と国内産業の発達という枠組みで、クリーンエネルギーへの移行、生物保護、廃棄物管理を中心とする環境政策を宣言した。COP27 では、今後 20 年間森林破壊対策とアマゾン地域保護に毎年 2 億米ドル投資するなど、アマゾン保全と、世界的な石油・ガス・石炭の使用廃止を訴えた。また 2022 年 11 月に発表された「2022-2026 年国家開発計画のベース」では、治安改善、食糧確保、地方開発、マクロ経済の安定に加え、気候変動対策のための生産活動転換とカーボンニュートラルの推進が挙げられている。

コロンビアは生物多様性が世界第 2 位とされており、自然保護は世界的責任でもあるが、工業化は先進国程進んでおらず、化学物質管理に関しては政府の優先度はそれほど高くない、地球温暖化対策としての脱炭素化を目指す施策に重点がおかれると思われる。

【2022.11.30 ts】

